

生徒心得(令和8年度)

1. 校内生活

(1) 日常生活

- ① 常に生徒手帳・生徒証を携行する。
- ② 登校時はHR開始前までに教室に入る。
- ③ 遅刻した時は、担任に申し出る。
- ④ 遅刻・欠席をする時は、保護者から学校の担任宛に事前連絡する。但し、当日の連絡時間は午前8時15分から午前8時25分までに電話連絡してもらうこと。
- ⑤ 無断早退・無断外出は禁止する。
- ⑥ 自転車通学を希望する場合は、自転車通学届を提出し許可を受けること。また、本校指定のステッカーを購入し、自転車に貼ること。

(2) 校内規律

- ① 学校には学習に不必要なものは持ち込まない。
- ② 校内での文書配布及び掲示物は、学校に事前に申し出て許可を受ける。
- ③ 生徒間の物品の売買、金銭の貸借は禁止する。
- ④ 校舎・施設・設備は大切に扱い、万一破損した場合は担任・顧問を通じて届け出る。(破損届)
- ⑤ 盗難・紛失・拾得物は物品の大小にかかわらず届け出る。(盗難・紛失届)

(3) 校舎・施設・教材等の使用について

- ① 授業以外に教室、その他の場所を利用する場合は、事前に管理責任者の許可を受ける。
- ② 教材・教具を使用する場合は、事前に管理責任者の許可を受ける。
- ③ 校内放送を行う場合は、許可を受けること。
- ④ 下校時間を超えて校舎・施設等を使用する場合は、教員の引率に限り使用できる。(休日も含む)

2. 校内生活

- (1) 常に生徒手帳・生徒証を携帯する。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。但し、特別の事情がある場合は、保護者からの届け出により行うことができる。(アルバイト許可願)
- (3) 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、礼儀を重んじた品位ある行動をとる。

3. 頭髪・服装等

(1) 制服・服装

- ① 制服は本校が指定したものをきちんと着用し、変形は認めない。
- ② 10月1日から5月31日までは冬服期間の制服を着用する。
 - (i) 男子[ブレザー・スラックス・ネクタイ・左襟に校章バッジ]
 - (ii) 女子[ブレザー・スカート又はスラックス・リボン又はネクタイ・左襟に校章バッジ]
 - (iii) 男女共通[上記指定の制服に白色無地柄なしのワイシャツを着用する]
- ③ 6月1日から9月30日までは夏服期間の制服を着用する。
 - (i) 男子[スラックス]
 - (ii) 女子[スカート又はスラックス]
 - (iii) 男女共通[上記指定の制服に白色無地柄なしのワイシャツを着用する。又、ネクタイ、リボンは着用しなくてもかまわない。]
- ④ やむを得ず異装する時は、異装届を提出する。
- ⑤ 通学用の靴は黒・茶の革靴又は、運動靴とする。
- ⑥ シャツは襟のないシャツやスラックス・スカートに裾が入らないものは禁止する。
- ⑦ スカートの長さについては膝にかかる程度とする。
- ⑧ ストッキング・タイツを着用する際はベージュ又は黒色無地とする。
- ⑨ ソックスの色は単色で華美にならないものとする。ただし、ルーズソックス等本来の機能や形状から逸脱しているものは禁止する。

(2) 防寒類

- ① 防寒、保温性のために着用し、華美にならないようにする。
- ② 冬服はブレザーを着用している時に限ってカーディガン又はセーターをブレザーの下に着ることができる。
- ③ カーディガン又はセーターは、Vネックとし、色は単色で、黒・紺・白・グレー・茶とし、ブレザーからはみ出さないものとする。なお、胸や袖のワンポイントは可とし、大きさは、縦横5cm以内とする。袖や裾のラインも不可とする。又、ボタンの色については、華美でないものとする。
- ④ 通学には、ブレザーを着用している時に限ってコートやマフラー、手袋の着用をすることができる。但し、コートは単色で華美でないものとする。

(3) 頭髪・化粧

- ① 生来の髪、形を大切にするため、染髪・パーマ等、加工することは禁止する。
- ② 髪の長さは清潔感のある頭髪を心掛ける。
- ③ 髪飾りは華美にならないものとする。
- ④ 化粧は認められない。
- ⑤ ネックレス、ブレスレット、指輪、ピアス等のアクセサリー類は禁止する。